

東海市国民健康保険運営協議会会議録

令和8年（2026年）10月1日

東海市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和8年（2026年）10月1日（木）

午後2時～午後3時

場 所 東海市役所 301会議室

1. 出席委員（10人）

田村絹子、坂祐治、廣瀬恵美子、小島邦義、柳正洋、佐野宏樹、加藤菊信、戸田晋市、土方秀永、西川智雄

2. 欠席委員（1人）

新屋泰博

3. 傍聴者

0人

4. 事務局

市民福祉部長 濱田眞理子、国保課長 岸本一昭、国保課統括主任 笠木綾子、主事 久田実奈

5. 議事内容

岸本課長	<p>お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から東海市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席の連絡をいただいておりますのは、新屋委員の1名でございます。</p> <p>出席者数は協議会規則第5条に規定する開催要件を満たしていることを御報告申し上げます。</p> <p>また、本日の協議会は東海市審議会等の会議の公開制度に基づき、公開とし、また、録音をさせていただきますので御了承ください。</p> <p>私、本日の進行を務めさせていただきます、国保課長の岸本でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、事前にお送りしました次第のほか、資料1「国民健康保険事業の現況について」、同資料の参考資料でございます。参考として、国民健康保険法施行令、東海市国民健康保険条例及び東海市国民健康保険運営協議会規則もお送りしております。不足がございましたら、事務局までお申し付けください。</p>
------	--

	<p>以後着座にて失礼いたします。</p> <p>次第の内容に入ります前に、委員の交代がございましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>久野久行委員、大村景子委員に代わりまして、加藤菊信委員、土方秀永委員にご就任いただいております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは次第１開会にあたり、市民福祉部長の濱田より挨拶をさせていただきます。</p>
<p>濱田部長</p>	<p>皆さん、こんにちは。市民福祉部長の濱田でございます。</p> <p>本日はお忙しい中、第１回東海市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また日頃は、東海市のまちづくり、そして国民健康保険事業の円滑な運営にご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>国民健康保険の制度については、平成３０年度の制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となりましたが、市町村には被保険者と直接関わる実施主体として、事業の円滑な運営と適切な事務遂行が求められています。本市といたしましても、制度の安定的な運営に向けて、引き続き取り組んでいるところでございます。</p> <p>本日の会議内容といたしましては、本市の「国民健康保険の現況」について事務局より説明させていただきます。委員の皆様から幅広いご意見をいただき、今後の事業運営に活かしてまいりたいと考えております。</p> <p>会議の運営に関し、皆様のお力添えをお願いし、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願いいたします。</p>
<p>岸本課長</p>	<p>次第２の(1)「会長の選任について」でございますが、久野委員の退任により、会長が不在となっております。会長については、国民健康保険法施行令第５条第１項及び第２項により、公益を代表する委員の中から全委員がこれを選挙することになっておりますが、どのように選任をしたらよいか、お諮りをいたします。</p>

坂委員	推薦でお願いします。
岸本課長	ただいま推薦で選出との意見がございましたが、皆様推薦でよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
岸本課長	それでは、どなたか推薦していただけないでしょうか。
坂委員	会長には、前任の久野委員が所属されておりました団体の後任者である加藤委員を推薦したいと思います。
岸本課長	只今、坂委員から加藤委員をご推挙いただきましたが、皆様、御異議はございませんか。
委員	異議なし。
岸本課長	<p>ありがとうございます。御異議がないようですので、加藤委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>恐れいりますが、加藤委員は会長席までご移動をお願いいたします。</p> <p>早速ですが、加藤会長からひと言ご挨拶をお願いいたします。</p>
加藤会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>このたび皆様にご推挙いただき、会長の職を務めさせていただくこととなりました加藤でございます。委員の皆様のお力をお借りしながら、会長としての役割を果たしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、国民健康保険を取り巻く環境は、財政状況をはじめ大変厳しいものがあります。全国的に高齢化の進展により医療費が増加傾向にある中、本市においても持続可能な制度運営が課題となっていると聞いております。国保に加入される方が安心して必要な医療を受けられ</p>

	<p>る環境を維持していくためには、制度の健全な運営が不可欠です。そのためにも、本日ご参集いただきました委員の皆様から、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、就任にあたっての挨拶と、今回の協議会が実りあるものとなることを期待いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
岸本課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本会の議長は、会長が執り行うことになっておりますので、加藤会長よろしくお願いいたします。</p>
加藤会長	<p>それでは、次第2の(2)「会議録確認委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>会議録確認委員は、協議会規則第8条の規定によりまして、議長より指名することになっていきますので、私のほうで指名させていただきたいと思います。</p> <p>会議録確認委員に坂委員、西川委員の両名を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>続きまして次第3報告事項として、(1)の「国民健康保険の現況について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
久田主事	<p>それでは、国民健康保険事業の現況について、資料を基に説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。1ページをお願いします。</p> <p>まずは、1の国民健康保険加入者の状況です。(1)の世帯数・被保険者数加入状況では、表の中ほど国保加入者の欄を見ていただくと、令和8年7月末では1万4,425人となっており、令和4年度と比較すると3,699人減少しています。その右側の欄は、本市における国保加入率をお示ししておりますが、令和8年7月末では12.7%の方が国保被保険者となっており、加入割合自体も減少しています。</p> <p>減少の主な理由としましては、高齢の加入者が後期高</p>

齢者医療制度へ移行したことや被用者保険の適用拡大の影響であると分析しております。

その下の(2)は「年齢区分別、男女別被保険者数」ですが、65歳以上の高齢者の占める割合が高い状況であることがご確認いただけます。

続きまして、2の保険給付費の状況です。

(1)の年度別保険給付費は、令和7年度は、給付費の合計が56億8,523万円で、令和6年度との比較では3,512万円増加しております。

これを国保加入者1人当たりの給付費で表したものが(2)の表でございます。令和7年度と令和6年度との比較では、表の一番下の合計で、1人当たり22,750円増加しております。

1人当たりの給付費が増加した要因としては、被保険者数の減少に加え、保険給付費が増加となったことによるものと考えております。

なお、令和8年度につきましては予算額でございます。

2ページをお願いします。3の決算の状況です。

(1)「年度別決算の状況」では、令和4年度から令和7年度までの歳入、歳出及び歳入から歳出を差し引いた額である次年度繰越額を記載していますが、いずれの年度も、歳入不足には至っておりません。

次に、(2)「単年度の収支状況」でございますが、表の中ほどE列の「単年度過不足 小計」をご覧ください。令和7年度においては、約2億5,000万円不足していることがわかります。

このような現状から、歳出を減らし、歳入を増やすための対策が引き続き必要となりますので、歳出の面では、国保加入者の医療費の適正化を、歳入の面では国保税の収納率の向上を推進していく必要があると考えております。

3ページをお願いします。

4の国民健康保険税の状況です。(1)の年度別税収では、令和7年度の収入額は21億1,226万円で、令和6年度と比較しますと、国保税の収入額は減少してお

	<p>り、これは国保加入者数の減少によるものと考えております。</p> <p>その下、(2)「保険税現年分調定額」では、令和7年度課税分の調定額は21億1,994万円で、1世帯当たりでは、20万5,043円、1人当たりでは、14万1,726円でございます。</p> <p>右側の(3)は、「収納率」でございますが、収納率向上対策として、従来の収納強化月間における臨戸訪問や電話催告等の成果により、収納率が上昇したものと考えております。今後も徴収担当の収納課と連携し、収納率向上につながるよう検討を進めてまいります。</p> <p>(4)の税率等の状況では、令和4年度からの状況を確認いただけます。一番右に示しています参考は、県が示す標準保険料率です。本市は、令和4年度から標準保険料率に合わせた税率の改定を行っています。安定的な財政運営を行うためには、国保税の税率を標準保険料率に合わせる必要があります。</p> <p>参考資料では、1ページ、2ページに決算及び令和8年度予算の詳細、3ページに収納状況の詳細、4ページ以降に被保険者数及びその他の情報を記載しておりますので、後ほどご高覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で国民健康保険事業の現況の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
加藤会長	この件について質問はございませんか。
廣瀬委員	参考資料1ページ、収入の中の繰入金の欄で、出産育児一時金という項目について、令和8年度の当初予算額が記載されていませんが、これはこういった理由でしょうか。
岸本課長	国からの指示により、令和8年度から出産育児一時金繰入金が廃止となったことによるものでございます。
加藤会長	他にございませんでしょうか。

廣瀬委員	参考資料 2 ページの歳出で、令和 7 年度の高額介護合算療養費の支出金額が極端に少ないですが、こういった理由でしょうか。
久田主事	高額介護合算療養費は、システムを使用して計算し、皆様にお支払いしております。この度、国の政策により、国民健康保険システムを国が定める標準仕様書に合わせたシステムへ移行しなければならず、本市も令和 7 年度中にシステムの変更を実施いたしました。しかしながら、システムが正常に作動しない部分があり、高額介護合算療養費の計算ができない状況が発生したため、令和 7 年度の予算内ではお支払いすることができなかったものでございます。現在は、システムの不具合が解消しておりますので、令和 8 年 4 月中に該当する皆様にお支払いを行ったものでございます。
廣瀬委員	そうしますと、令和 8 年度の予算の中で、令和 7 年度にお支払いできなかった方の分をお支払いしているということですね。
久田主事	おっしゃるとおりです。
廣瀬委員	同じ 2 ページのところで、令和 7 年度の出産育児諸費の支出金額が令和 6 年度と比べ減少していますが、これは出産数が減少しているということでしょうか。
久田主事	出産育児一時金は、出産された方に 50 万円をお支払いする制度となっておりますので、出産数が減少したことにより決算額が減少しているものでございます。
廣瀬委員	実際の件数はわかりますか。
笠木統括主任	令和 6 年度が 63 件だったのに対し、令和 7 年度は 39 件となっております。
加藤会長	他にないようでしたら質問をうちきらせていただき

岸本課長	<p>ます。</p> <p>以上ですべての議事を終了いたしました。皆様のご協力により、円滑な会議進行が出来ました。ありがとうございました。それでは、事務局へお返しいたします。</p> <p>加藤会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第4「その他」ですが何かございますか。</p> <p>事務局から1点、お願いします。第2回目の運営協議会の開催を来年の1月下旬ごろを予定しておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>皆様のご協力により、予定の協議を終了することが出来ました。これをもちまして、国民健康保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところありがとうございました。</p>
------	--